教事第２０９００１号
令和８年　７月２８日

榛東村監査委員　　石　坂　郁　夫
榛東村監査委員　　新　井　佐智子　様

榛東村教育委員会教育長　　須永　光明

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和８年７月３日付け榛監第１８４００１号により報告のあった令和７年度定期監査（行政監査）結果報告書の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

監査対象機関名	教育委員会事務局 学校教育課	監査年月日	令和８年６月２３日
監査対象年度 及び期間	令和７年度　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで（及び令和６年度出納整理期間）		

指　摘　内　容	是　正　改　善　の　状　況
(1) 支払遅延の防止及び遅延利息の支払 （北小・南小・幼稚園）	従来、請求書上の日付を起票日としていた運用を改め、「実際に文書を収受した日」に起票する運用へ変更した。 また、収受した請求書の所在を明確にするため、全所管において収受印の押印（または管理簿への記載）を徹底するよう周知した。
(3) 年次有給休暇の５日取得未達 （会計年度任用職員：学校教育課・南小）	各所属長に対し、職員の休暇取得状況の進捗を随時把握するよう指導した。また、年度後半への取得集中を回避するため、計画的な取得を推奨するとともに、未達が見込まれる職員については、所属長が早期に個別の調整を行うよう徹底した。

別紙

監査対象機関名	教育委員会事務局 生涯学習課	監査年月日	令和８年６月２３日
監査対象年度 及び期間	令和７年度　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで（及び令和６年度出納整理期間）		

指　摘　内　容	是　正　改　善　の　状　況
(1) 支払遅延の防止及び遅延利息の支払 （中央公民館）	起票した支出命令書の内容に誤りがあり確認と訂正起票に時間を要したため支払遅延となったものであります。 支払期限を超過することのないよう請求書受理日での起票及び早期の支払い事務の徹底を行うよう所属職員に周知した。
(3) 年次有給休暇の５日取得未達 （常勤の一般職：生涯学習課） （会計年度任用職員：中央公民館）	事務の進捗状況の確認（聞き取り）と併せて職員の年次有給休暇の取得状況を把握・確認を行い、少なくとも年５日の年次有給休暇を取得するよう促していく。 また、１日単位での休暇取得が図られるよう所属職員に対して周知していく。
(5) 処理時期が不適切な補助金交付決定及び額の確定 （子ども会育成会連絡協議会事業費補助金） （文化協会活動事業費補助金）	所属職員に対し、補助金の交付決定にあたっては、補助金の公益性や必要性に鑑み、事業計画や予算措置の状況（正確性等）を十分に確認するよう周知した。 また、補助事業確定後に行う額の確定にあたっては、提出された書類について充分に精査し、当該事業が交付決定した内容や条件に適合していることを確認したうえで行うよう周知した。